

議 事 日 程 (第3号)

令和4年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第36号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 議案第37号 財産の取得について
日程第 3 議案第41号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
日程第 4 議案第42号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 5 委員会の閉会中の継続調査について
日程第 6 議員の派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第36号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 議案第37号 財産の取得について
日程第 3 議案第41号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
日程第 4 議案第42号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第 5 委員会の閉会中の継続調査について
日程第 6 議員の派遣について
-

出 席 議 員 (14名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	百 田 輝 子
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 志	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	健 康 増 進 課 長	舛 本 直 明
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、人事院規則19の0の一部を改正する人事院規則が令和4年2月17日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案されたものでございます。

3ページを御覧ください。

新旧対照表で説明いたします。

右側の改正以前の第2条、育児休業することができない職員中、第3号アの（ア）を削除し、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き、在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止します。（イ）を（ア）に、（ウ）を（イ）に繰り上げ、改正以前の任命権者を同じくする職の言い換え規定を改正後の（ア）に移設します。

第17条、部分休業することができない職員では、改正以前の第2号ア、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の規定をなくし、育児休業と同様に、部分休業についても取得要件を緩和します。

第18条、部分休業の承認について、第2項は文言の整理です。

本則の最後に第21条から第23条を追加いたします。

第21条、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等で、職員またはその配偶者が妊娠または出産等の申出をしたときには、職員に対し育児休業制度についてお知らせし、育児休業の意向を確認するための面談などを行うこと。

また育児休業を申し出たことを理由に、職員が不利益な取扱を受けないよう規定しています。

第22条、勤務環境の整備に関する措置では、職員に対して育児休業に関する研修を行うこと、

育児休業に関する相談体制を整備すること、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じることを規定しています。

第23条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしています。

2ページに戻っていただきまして、附則でこの条例は、公布の日から施行するとしています。

質疑として、男性の育休取得者の有無を問うものがありました。

回答として、昨年、1人の取得者があったということでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第36号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第37号財産の取得についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） おはようございます。

議案第37号財産の取得について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

財産を取得することについて須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、遠隔授業対応大型提示装置55台、取得の方法、指名競争入札、取得価格、2,090万円、契約の相手方、大阪府大阪市淀川区西中島5の5の15、ジェイズ・コミュニケーション株式会社西日本ビジネスユニット長上村達也。

提案理由として、大型提示装置の各小中学校の普通学級全てに整備することで、加速化するICT教育への対応に加え、校務面での効果的な活用を促進するために提案するものです。

今回は、令和2年度の購入で入替えができなかったものについて実施するものです。

故障し使用できなくなったものや、65インチ以下のモニターの入替えを行います。

質疑として、設置する台数の内訳との質疑に、第一小学校16台、第二小学校15台、第三小

学校15台、須恵中学校9台との答弁がありました。

入れ替えるモニターについて廃棄するかとの質疑に、公共施設に使えるかどうか、今、調査している。使えるものについては使っていきたい。廃棄は極力少なくしたいとの答弁がありました。

タブレットを持ち帰って使用できるかとの質疑に、基本的に持ち帰りは認めていないが、学級閉鎖になったとき活用するとの答弁がありました。

タブレット大型提示装置で授業はさらに行っているかとの質疑に、学級閉鎖になったときは授業も若干行うが、健康観察、プリントを渡しての学習指導が主で、朝夕程度の頻度での使用であるとの答弁がありました。

大型提示装置は全ての教室に設置されることになるかとの質疑に、普通学級には全ての教室に入るが、特別学級については、予算計上時以降にクラスが増加したため、不足しているが人数も少ないので、移動することにより対処するとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第37号財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第41号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第41号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,331万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億2,331万

3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債補正第2条、地方債の変更は、第2表地方債の補正によるとしています。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑では、2款総務費において特別職報酬等審議会委員、費用弁償について人選、活動時期の質疑に、人選についてはまだ決まっていないが、職員以外の公的活動をしている方をお願いをする。開催時期は9月ぐらいからの予定との回答でした。

3款民生費において、非課税世帯の臨時特別給付金の件数、交付時期、前回既に交付済の世帯への交付についての質疑に、対象件数1,000世帯、令和4年8月に交付を予定しており、令和3年度非課税世帯で既に給付された世帯には、今回の給付はありません。給付については1回のみですとの回答でした。

子育て世帯生活支援特別給付金の給付時期の質疑に、独り親世帯は6月下旬給付、二人親で非課税世帯は7月上旬にお知らせし、7月下旬に給付、家計急変世帯については、申請後、8月末を予定しております。

その後の申請分については、月末に支払う予定ですとの回答でした。

また、給付金などの振込チェック機能についての質疑に、複数人による二重チェックを行っているとの回答でした。

9款消防費では、新型コロナウイルス対策事業の食料支援の質疑に、トライアルに依頼し、300食を予定しており、1食370円程度で職員が買い出しし、3日分を身近に支援してくれる人がいないコロナ陽性者にお渡しするとの回答でした。

10款教育費では、保育士処遇改善についての質疑に、国の方針で国からの補助金です。割合で支給され、1人当たり9,000円程度アップするようになりますとの回答でした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第41号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第42号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第42号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第42号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億372万5,000円とするものです。

第2項で款項の区分の金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

4款1項県補助金72万5,000円の増額補正は、傷病手当金特別調整県交付金の追加でございます。

続いて、8ページ、9ページの歳出です。

2款6項傷病手当金72万5,000円の増額補正は、歳入の特別調整県交付金と同額の増額補正で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の補正です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第42号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より福岡地区水道企業団水道用水供給事業及び消防訓練活動について、文教厚生委員会より須恵町の史跡・文化財（第二小学校区）について、また常任委員会合同により防災減災設備について。以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

日程第6. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここで、お諮りします。

本会議中、誤読などにより字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

何か、いいですか。

以上で、6月定例会の全日程を終了しました。本会議終了後、10時30分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。

令和4年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時21分閉会
